

大学共同利用機関自然科学研究機構理事の選考等に関する規程

平成18年2月16日

自機規程第 58 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第24条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）に置く理事の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 理事の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、機構における研究教育活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、機構長が行う。

2 機構長は、理事を任命しようとするときは、あらかじめ役員会の意見を聴くものとする。

3 機構長は、理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、経営協議会及び教育研究評議会に報告の上、これを公表する。

(選考の時期)

第3条 機構長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事の選考を行う。

- 一 理事の任期が満了したとき。
- 二 理事が辞任を申し出たとき。
- 三 理事が欠員となったとき。

(任期)

第4条 理事の任期は、2年を越えない範囲で機構長が定めた任期とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命した機構長の任期の末日以前でなければならない。

2 理事が欠員となった場合の後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、機構長が必要と認める場合には、前項の規定によることができる。

(解任)

第5条 機構長は、法人法第26条の規定により準用される法人法第16条の規定に基づき理事となることができない者に該当するに至ったときは、その理事を解任しなければならない。

2 機構長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事たるに適しないと認めるときは、その理事を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

- 3 前項に規定するもののほか、機構長は、理事の職務の遂行が適当でないため機構の業績が悪化した場合であって、その理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その理事を解任することができる。
- 4 機構長は、前3項の規定により理事を解任したときは、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(懲戒処分)

第6条 理事の懲戒処分については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第40条から第43条及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員懲戒規程（平成16年自機規程第40号）の規定を準用する。なお、懲戒の種類については、解雇を解任と読み替えるものとする。

- 2 機構長は、前項に規定により理事を懲戒処分したときは、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。
- 3 懲戒による減給となった理事に対する給与の減額の方法については、就業規則を準用する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、理事の選考等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年2月16日から施行する。
- 2 この規程の施行日において、現に理事である者の任期の始期は、任命の日からとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。